

西武SDGs応援定期預金

2025年 4月 1日

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 西武SDGs応援定期預金 自由金利型定期預金（M型） 						
2. 募集期間	<ul style="list-style-type: none"> 2020年9月1日（火）～2021年1月31日（日） ※期間中であっても募集金額50億円に達した場合、または金融情勢の急激な変化等により、取扱いを終了する場合があります。 						
3. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> お申込時に東京プライベートネット支店に普通預金口座をお持ちの方 						
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式・・・1年 期間満了後は東京プライベートネット支店専用定期預金（1年もの）に自動継続します。 						
5. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)募集総額	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 ※東京プライベートネット支店のみのお取扱いに限りません。 1口10万円以上とし、1先当たり上限額を1,000万円までとします。 1円単位 50億円 						
6. 払戻(支払)方法	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定の解約（払戻し）操作を行い、かつ当金庫の手続きが完了した時点で一括して支払います。 						
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 年0.250%（単利） 自動継続後の利率は、継続日における次の預金の利率を適用します。 東京プライベートネット支店専用定期預金 1年もの 満期日以降に一括して支払います。 なお、初回満期時のみ税引後利息のうち10%を当金庫営業エリア内のSDGsゴールに資する活動に取り組む団体等への助成金原資として差し引かせていただき、残りの90%を東京プライベートネット支店の普通預金口座に入金させていただきます。 ※2年日以降（自動継続後）は満期時にお利息が東京プライベートネット支店の普通預金口座に入金されます。 ※2年日以降はSDGsゴールに資する活動に取り組む団体等への助成金原資（税引後利息の10%）はいただきません。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算です。 						
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 マル優の取扱いはできません。 						
9. 手数料	—						
10. 付加できる特約事項	—						
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。この場合はSDGsゴールに資する活動に取り組む団体等への助成金原資（税引後利息の10%）はいただきません。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">預入期間</th> <th style="width: 50%;">利息</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	利息	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	利息						
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率						
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%						

12. 満期解約予約について	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品に関しては「西武しんきんアプリ」による「満期解約予約」は設定できません。満期時に定期預金を解約される場合は、満期日以降に「西武しんきんアプリ」にて解約区分「中途解約」を選択しお手続きしてください。お手続き完了後、解約金（元金と税引後利息の合計額）が普通預金口座へ入金されます（解約が完了したものに関しては取消しができません。必ず満期日以降にお手続きをお願いいたします）。
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は当金庫「東京プライベートネット支店」ホームページにてご確認ください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本定期預金は東京プライベートネット支店専用商品です。当金庫本支店の窓口およびATMによるお取引はできません。 ・本定期預金の申込みにあたっては、「西武しんきんアプリ」をご契約になり、普通預金口座の作成が必要になります。 ・通帳・証書の発行はいたしません。 ・マル優のお取扱いはできません。 ・総合口座でのお取り扱いならびに担保預金としてのお取扱いはできません。 ・「犯罪収益移転防止法」による本人特定事項等の確認ができない場合には、お預入れいただくことができません。 ・解約時は、「西武しんきんアプリ」よりご自身による手続きが必要です。 ・金融情勢の急激な変化等により、事前の通知なく内容を変更もしくは取扱いを終了することがあります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。
15. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本部西武しんきん相談所（9時～17時、電話：0120-61-1447）までお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）または第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは上記西武しんきん相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、西武しんきん相談所または全国しんきん相談所にお問合わせください。